

三浦市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性別その他にかかわらず誰もがその人権を尊重され、多様性を認め合える平等な社会の実現を目指すため、パートナーシップにある二者がその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行い、又は行うことを約した二者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある二者が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年であること。
- (2) 双方が市内に住所を有し、又は一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと（当該二者が養子縁組をしている場合を除く。）。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、当該一方の者又は市職員に、これを代筆させることができるものとする。

- (1) 住民票の写し（本市への転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類）
- (2) 独身証明書その他これに類する書類

2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明証等であつて、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

3 宣誓をしようとする者は、宣誓する日時等について事前に市と調整するものとし、宣誓書の受理は、市長が指定した場所において行うものとする。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等で市長が特に理由があると認めるときは、宣誓書において通称名を使用することができる。

(証明書の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、三浦市パートナーシップ宣誓証明書(第2号様式。以下「証明書」という。)に宣誓書の写しを添付し、当該宣誓をした者に交付するものとする。

(証明書の再交付)

第7条 前条の規定により証明書の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該証明書を紛失し、毀損し、汚損し、又は氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事項に変更があつたときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書(第3号様式)により、証明書の再交付を申請することができる。この場合において、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事項に変更があつた宣誓者は、変更後の事項を確認できる書類を市長に提出し、又は提示するものとする。

2 市長は、パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書の提出を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、証明書を再交付するものとする。

(証明書の返還)

第8条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書返還届出書(第4号様式)に証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき（特別な事情により双方の意思によることができないと市長が認めるときを含む。）。

(2) 宣誓者の一方又は双方が市外に転出したとき（一時的な場合及び次条の規定により転出先の自治体において用いる場合を除く。）。

(3) 第3条第3号に該当しなくなったとき。

(自治体間での相互利用)

第9条 宣誓者は、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している自治体へ転出する場合において、パートナーシップ宣誓証明書継続使用届出書（第5号様式）を市長に提出したときは、継続して本市が交付した証明書を使用することができる。

2 本市と協定を締結している自治体から本市へ転入した者は、当該自治体が交付した証明書（当該自治体で継続して使用する手続がされたものに限る。）を、本市において継続して使用することができる。

3 前項の規定により継続して証明書を使用している者が、前条各号のいずれかに該当したときは、前条の規定により返還の届出をするものとする。

4 第2項の規定により継続して使用している証明書の再交付については、第7条の規定を準用する。

(補則)


第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行その他パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年1月1日から施行する。

第2号様式（第6条関係）

（表）

<p>三浦市パートナーシップ宣誓証明書</p>		
<p>三浦市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。</p>		
_____様		_____様
第	号	
年	月	日
三浦市長		印

（裏）

<p>三浦市は、誰もが人権を尊重され、多様性を認め合える平等な社会の実現を目指しています。</p> <p>この証明書は、法律上の効果を生ずるものではありませんが、個人の意思を尊重し、生命・自由及び幸福追求に対する権利を推し進め、不平等の解消を図るものです。</p> <p>この証明書の提示を受けた方は、趣旨を十分ご理解くださいますよう、お願いいたします。</p> <p><u>特記事項</u> _____</p>
--

第3号様式（第7条関係）

パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書

年 月 日交付されました三浦市パートナーシップ宣誓証明書の再交付を受けたいので、三浦市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条第1項の規定により申請します。

再交付を申請する理由（いずれかに○をしてください。）

- 1 紛失
- 2 毀損
- 3 汚損
- 4 氏名変更
- 5 その他（ ）

年 月 日

氏名 _____

住所 _____

氏名 _____

住所 _____

（代筆者）

氏名 _____

住所 _____

第4号様式（第8条関係）

パートナーシップ宣誓証明書返還届出書

三浦市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定により、
証明書を返還します。

返還の理由（いずれかに○をしてください。）

- 1 パートナーシップの解消
- 2 三浦市からの転出
- 3 いずれか一方が婚姻し、又は他の者とパートナーシップを有することとなったため。

年 月 日

氏名 _____

住所 _____

氏名 _____

住所 _____

（代筆者）

氏名 _____

住所 _____

第 5 号様式（第 9 条関係）

パートナーシップ宣誓証明書継続使用届出書

三浦市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 9 条第 1 項の規定により、証明書の継続使用を届け出ます。

なお、本届出書（写し）について協定を締結している転出先自治体へ提供することに同意します。

年 月 日

（現住所（転出元住所））

氏名 _____

住所 _____

電話番号 _____

氏名 _____

住所 _____

電話番号 _____

（新住所（転出先住所））

氏名 _____

住所 _____

電話番号 _____

氏名 _____

住所 _____

電話番号 _____

（代筆者）

氏名 _____

住所 _____